

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>都市整備部 都市計画室</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和2年3月31日に遡る形で行われていた。</p> <p>業務名称：「箕面森町における府有財産の売買に関する契約書」に係る負担金精算差額の支払いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経費支出伺書の起案日：令和2年5月8日 決裁日：令和2年5月8日</li> <li>2 経費支出伺書の起票日：令和2年3月31日</li> <li>3 支出負担行為額：1,733,898円</li> </ol>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b> 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【会計事務の手引】</b> 第4章第2節 2 支出負担行為の会計事務手続（経費支出伺書の作成） (2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出伺書は、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。 3 支出負担行為としてとらえる時期 支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">節の名称</th> <th style="width: 35%;">支出負担行為としてとらえる時期</th> <th style="width: 35%;">支出負担行為の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18負担金、補助及び交付金</td> <td>支出決定のとき又は指令をするとき</td> <td>支出しようとする額又は指令金額</td> </tr> </tbody> </table> </div>	節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲	18負担金、補助及び交付金	支出決定のとき又は指令をするとき	支出しようとする額又は指令金額	<p>検出事項については、担当者が契約手続を行う際に、経費支出伺書を同時に手続きすべきところを失念したことによるものである。</p> <p>監査結果を受け、室内幹部会議において、原因及び適正な事務処理について周知徹底を行った。</p> <p>再発防止に向け、会計事務を担当する職員に対して会計研修を行い、周知徹底を図るとともに、チェックシートを作成し、契約関係の起案決裁時にチェックを行っていく。</p>
節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲							
18負担金、補助及び交付金	支出決定のとき又は指令をするとき	支出しようとする額又は指令金額							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）